

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項各号（無償増資及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）若しくは第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項又は第23項）、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の21第1項各号、附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26（非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの各欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）若しくは第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第2項ただし書による申告にあつては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 * 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあつては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項各号若しくは第2項、令和2年旧法第72条の21第1項各号又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 ㉒、㉓又は㉔の各欄の金額	収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項各号、令和2年旧法第72条の21第1項各号又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。
4「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあつては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合</p>	
6「月数按分後の資本金等の額⑤」	<p>次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで、第17項及び第23項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人</p>	<p>特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで、第17項及び第23項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。</p>
7「外国の事業に係る控除額⑧」	<p>(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)以外の法人にあつては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	<p>特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であつて、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、⑯の欄の金額を記載します。</p>	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑤」及</p>	<p>法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内</p>

	<p>び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあつてはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(2) この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>国法人は記載する必要はありません。</p>
11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」	<p>(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合</p>	<p>(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
12「資本金等の額⑯」	<p>法第72条の21第1項各号又は令和2年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑲の欄の金額を記載します。</p>	<p>法第72条の21第1項各号又は令和2年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。</p>
13「法第72条の21第1項第1号に係る加算⑰」	<p>法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人が記載します。</p>	
14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除⑱」	<p>次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額及び資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額</p> <p>(2) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限ります。）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額</p>	
15「資本金の額⑳」及び「資本準備金の額㉑」	<p>第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」</p>	<p>資本準備金の額は、法人</p>

備金の額㉒	の㉒の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
16「資本金の額㉓」	課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉓の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（17において同じです。）。
17「法附則第9条第1項に係る額㉔」	法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数按分後の資本金等の額㉕」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉕の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ㉑の欄の金額から㉖の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下21まで同じです。）。
19「課税標準の特例に係る控除割合㉖」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額㉗」	課税標準の特例（法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時点における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額㉘」	課税標準の特例（法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額㉙」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23「資本金等の額㉚」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人 ㉚の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉚の欄の金額	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下25まで同じです。）。
24「政府の出資の金額㉛」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の6の規定による政府の出資の金額を記載します。	
25「法附則第9条第23項に係る額㉜」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、㉚の欄の金額から㉛の欄の金額を控除した金額を記載します。	
26「月数按分後の資本金等の額㉝」	第6号様式別表5の2の㉕の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します（以下29まで同じです。）。
27「外国の事業に係る控除額㉞」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉟」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
28「期末の総従業者数㊱」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
29「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㊱」及び「国内におけ	次に掲げる場合に該当する場合には、㊱の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」と	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端

<p>る事務所又は事業所の期末の従業員数⑬」</p>	<p>います。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑭の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合</p> <p>(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合</p>	<p>数を生じたときは、これを1人とします。</p>
----------------------------	--	----------------------------